

1 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、芦屋町でも、同年に、後期高齢者が2,400人を超え、総人口に占める後期高齢化率は19%を超えるものと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

このような中、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国が令和元年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、当事者の意見を聞きながら、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化を進めていく必要があります。

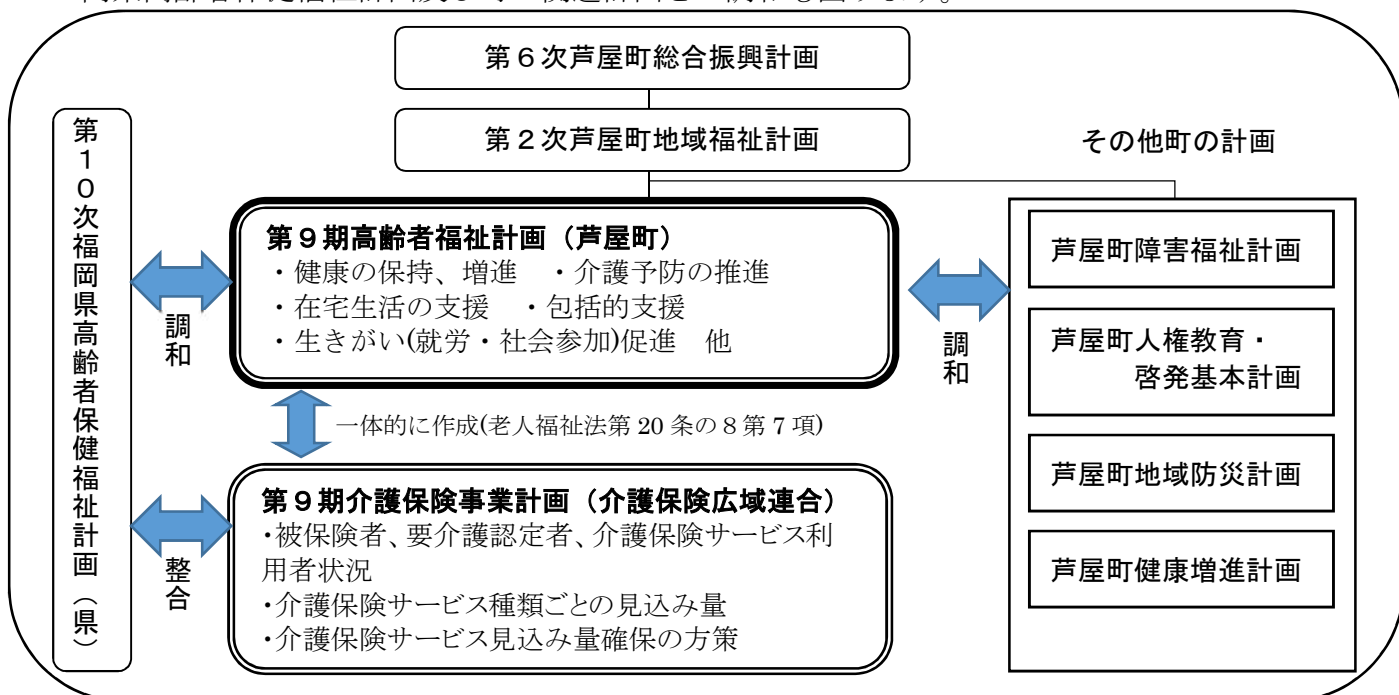
さらに、令和22年度(2040年度)には高齢者人口が4,000万人に迫ると予想されており、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

芦屋町では、これら諸課題への対応を進めるため、平成12年3月に、高齢者総合保健福祉計画を策定し、平成24年に名称を高齢者福祉計画に改称しながら、3年毎に見直しを行っています。

令和6年3月末をもって、現在の第8期高齢者福祉計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに福岡県高齢者保健福祉計画や福岡県介護保険広域連合が策定する第9期介護保険事業計画との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、第9期高齢者福祉計画の策定を行うものです。

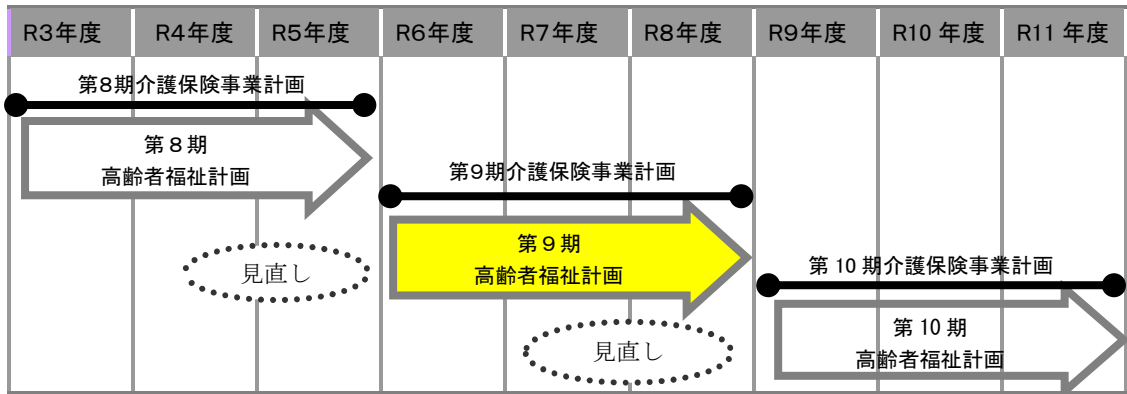
2 計画の位置づけ

策定する計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人(高齢者)福祉計画であり、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と一体のものとして策定するものとされています。そのため、福岡県介護保険広域連合(以下「介護保険広域連合」という。)が策定する第9期介護保険事業計画と一体的に作成しつつ、福岡県が策定する第10次福岡県高齢者保健福祉計画及び町の関連計画との調和も図ります。



3 計画の期間

第9期高齢者福祉計画は、令和6年度から8年度までの3年間で計画期間とします。
 (第9期介護保険事業計画(介護保険広域連合)の計画期間と同一。)



4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、高齢者団体、医療・福祉関係の従事者、学識経験者などで構成する「芦屋町地域包括ケア推進委員会」において、関係資料やアンケート調査の結果などを踏まえ、計画内容及び計画素案について審議します。

5 策定業務

策定業務はコンサルタントに委託し、必要な業務支援を受けます。

事務局：福祉課高齢者支援係

6 策定方法

住民参画の手法(予定)

- a) 住民アンケート : 65歳以上1,500人を対象とします。
- b) 関係団体ヒアリング : 社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ連合会
ボランティア団体、事業者団体等を対象に実施します。
- c) パブリックコメントの実施 : 計画素案を公表し、住民に意見を求めます。
- d) 地域包括ケア推進委員会 : 住民代表を含む審議会による審議を行います。

7 策定スケジュール

区分	令和4年度												令和5年度															
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
コンサル選定	■																											
基礎調査・課題の抽出	1 福祉関連計画、資料・データの収集・分析	■																										
	2 アンケート調査													■														
	3 関係団体ヒアリング													■														
計画案	1 計画骨子													■														
	2 計画素案													■														
	3 計画案																			■								
	4 計画書作成・印刷																			■								
委員会等	1 地域包括ケア推進委員会の開催	①											②															
	2													①			②			③			④					
	3 パブリックコメントの実施													①			②			③			④					